

第 132 号通信「ICRP を科学の目で見る」。東電事故をチェルノブイリ事故と比較する

皆さん お元気でいらっしゃいますか？
BCC でお伝えしております。 拡散自由です。

(1) つなごう命の会定例学習会のお知らせ

ICRP の「被曝防護体系」は医学部、保健学部、原子核工学、等々の全ての過程の基礎教育で教科書として学ばされるのを手始めに、医療の現場ではいわゆる「物差し」としてこの ICRP の基準が使用されているのが現実です。

しかし人権を守るためにはそれから逸脱しなければなりません。

ICRP は健康に関する防護基準では無く原子力産業の防護を目指した基準を作り勧告する組織である、と同時に科学的にも科学原理を大きく逸脱した「被曝被害を見せなくする体系」であります。

ICRP の「被曝を如何にして受容させるか」の考え方とその「原子力産業防護指針」の面に関しては、既にその政治的倫理的特徴に付いて中川保雄さんにより喝破されています。

科学的側面についての「科学原理から逸脱させることにより如何に被曝被害を見えなくするか」を解明しようとするのは目下矢ヶ崎克馬が行なっております。

今回はその 3 回目で、主として組織加重係数・実効線量体系の科学的には荒唐無稽な、被曝被害を極小に押さえる恣意的な政治体系であることを解説いたします。

第 59 回 つなごう命の会定例学習会

11 月 18 日 (土) 16 : 00 ~ 約 2 時間

ご興味のある方は是非ご参加ください。

ZOOM URL パスワード等

[https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=](https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=U1lnS21xQWRYOXRLNlZKNFRxN08xQT09)

[U1lnS21xQWRYOXRLNlZKNFRxN08xQT09](https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=U1lnS21xQWRYOXRLNlZKNFRxN08xQT09)

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

ご参加予定の方は必ず事前に

phoenix.pmy@gmail.com

までご連絡ください。(Aを@にご変更ください)

(2) チェルノブイリ事故と東電事故の比較 (調整中)

事項	チェルノブイリ事故	東電事故
事故発生年	1986 年	2021 年
事故前の状況	ICRP1985 年勧告 公衆の放射線防護 1mSv/年	日本の法律 公衆防護基準 法律に明記無し。しかし実体法として厳然として存在した ① 周辺監視区域等関連規制は「公衆防護：1mSv/年」を基準 ② 関連国際条約に対する日本政府報告は全て「公衆防護：1mSv/年」を明記 国際原子力ロビー ① IAEA1996 根本的防護方針を逆転：「永久的に汚染された地域に住民を住み続けさせる」 ② ICRP2007 年勧告 「事故が起きたら 100mSv/年まで OK」

<p>爆発・汚染の状況</p>	<p>① 核分裂爆発 上空 6000 まで噴出高度</p> <p>② Cs137 : Cs134 の比率 2 : 1</p> <p>③ ヨウ素 1800PBq Cs137 85PBq</p> <p>④ 放射能放出の適切なバロメーターとなる希ガス：キセノン：6, 200PBq ストールら 6, 500PBq (保安院)</p>	<p>① 水素爆発が主 数十m~100mまでの噴出高度</p> <p>② Cs137 : Cs134 の比率 1 : 1</p> <p>③ ヨウ素 130~150PBq Cs137 6.1~12PBq 政府はチェルノブイリの7分の1という 日本の測定は地上に偏り海上を過小評価している。海水中に流失するのは算定に入っていない</p> <p>④ 放射能放出の適切なバロメーターとなる希ガス：キセノン 15, 300PBq (チェルノブイリの2.5倍) 11, 000PBq (保安院) (チェの1.7倍)</p> <p>⑤ 客観的には東電の方が2倍近くの放射能噴出では無いか。</p>
<p>法的対応</p>	<p>チェルノブイリ法 事故後5年で成立</p> <p>① 基本的人権を明記</p> <p>② あらゆる分野(被曝防護と社会的人権的保障)の具体的対応に国力上げて取り組むことを明記</p> <p>③ 線量当量として土地汚染から来る空間線量の3分の2を内部被曝として加算</p>	<p>政府の対応</p> <p>① 民主党政府は国民との約素事項である防護法を適用しなかった。原子力災害特措法にも従わなかった</p> <p>② 民主党と自公政権は長期に渡って34mSv/年(チェルノブイリ法対応：外部被曝のみで20mSv/年)を適用</p> <p>③ 20mSv/年の基準適用時には正規のステップ(法的対応手順)を全く取らなかった。いきなり文科省の「通達」で出した。</p> <p>④ 法律で定められた1mSv/年の保護を一切しなかった。</p> <p>子ども被災者支援法</p> <p>① 基本的人権明示無し</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ② 汚染制限 明示無し ③ 対応作 一切明示無し ④ 全て内閣の指針に任せる ⑤ 安倍内閣によって一切反故と化す
実態的に被曝軽減を目指す対策指針	<ul style="list-style-type: none"> ① 移住権利汚染ゾーン 1mSv/年以上（内部被曝含む） ② 強制移住汚染ゾーン 5mSv/年以上（内部被曝含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 20mSv/年で規制（外部被曝のみ：チェルノブイリ法で表示すると何と 34mSv/年）
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主避難も強制避難も全く対等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主避難と強制避難で全く異なる対応 ② 自主避難者 <ul style="list-style-type: none"> <1> 2018 年度以降何の対応支援無し(沖縄県を除く) <2> 目立った社会的対応現象：「絆」を断ち切り居住者を裏切る卑怯者 ③ 強制避難者への手当 <ul style="list-style-type: none"> 一人あたり 10 万円 住宅供与

<p>医師・専門家の対応</p>	<p>地元の政治家/医師/専門家が住民の被曝防護・人権保護で頑張る</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ソ連(当時)中央政府の「5mSv/年以上」の規制案に対して「1mSv/年以上」を主張 ② 「1mSv/年以上」で規制を始めるチェルノブイリ法を勝ち取る ③ 基本的人権保護を基本観点に対応 	<p>恰も「731部隊」あるいは「ABCC（現放影研）」を思わせる対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 甲状腺医師会通達：『セカンドオピニオン』の実施を拒否せよ』（甲状腺学会会長：山下俊一） ② 全国で子どもや大人の健康異変で「放射線被曝では?」と懸念すると応接医が「何を言うんだ!!!」と恫喝し「お母さんがそんな心配をするものだから子どもさんが元気を失うのだ!」と説教する報告が相次ぐ ③ 健康異変の事実注目し対応する医師は極少だった
<p>医療報告 事実を見る目が極端に二極化</p>	<p>地元の医師専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スラブ語等での報告は5000報以上 ② 「チェルノブイリ被害の全貌」で基礎データとしたのが1000報 ③ ウクライナ国家報告等、国が誠実に被害を報告 ④ 非常に多面的な健康被害を網羅 <p>国際原子力カルビー</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「健康被害は一切無かった」、「放射線被曝を受けたのでないか?」という精神的ストレスが大問題（放影研：重松逸造） ② 放射線量の記述が無い報告は一切無視 ③ 事故被害として、小児甲状腺がんのみを健康被害と認める 	<p>地元の医師専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ICRPの教えに従って、一切の健康被害は放射線被曝に関係ないと処理する ② 現場医師から出される医療報告は極小——おそらく数十に留まる <p>国際原子力カルビー・原子カムラ・日本政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東電事故による死者は皆無 ② 小児甲状腺ガンさえも「東電事故とは関係ない」 <p><1> 政府は甲状腺被曝線量測定を事実上しなかった。きちんとした科学的方法に適う測定無し。便宜的測定でもたった1080人。</p> <p><2> UNSCEARは甲状腺被曝線量を50分の1~100分の1に過小評価</p> <p><3> 福島県健康調査検討委員会は調査市町村を4区分</p>

		して調査から調査に至る測定期間の科学的処理無くして「事故と関係なし」と強引に結論
強制避難区域 5mSv/年以上 の汚染区域	① チェルノブイリ法どおり居住者無し(もちろん生産者無し)	① 5mSv/年～34mSv/年(日本の外部被曝 20mSv)までの汚染区間に居住し、生産する人口は約 120 万人 ② 農民は作付けしなければ補助も無かった。「生産しなければ食えなかった」 ③ 汚染地域で生産されたものは全国で消費された。 ④ 「100Bq/kg 以下は安全」、「食べて応援」、「風評被害払拭」、政府・民間上げての大合唱。 ⑤ 全国で深刻な内部被曝。
事故後の死亡者	公式見解 (チェルノブイリフォーラム 2006) ① 死者 9000 人 ② 健康被害者 20 万人	政府・原子カムラ ① 事故による死者はゼロ データ ② 厚労省「人口動態調査」(矢ヶ崎克馬、小柴信子分析) ＜1＞ 粗死亡率 2010 年以前の傾向に比し 2011 年以降死亡率の異常増加(全国、都道府県、南相馬市) 原発事故と時間相関あり ＜2＞ 年令調整死亡率 2010 年以前の傾向に比し 2011 年以降死亡率の異常増加 原発事故と時間相関あり ＜3＞ 男女別年令別死亡率

		<p>*2011 年以降の死亡率の異常増加数は 9 年間で 63 万人（主として 19 才以下と 60 才以上）</p> <p>*2011 年以降の死亡率の異常減少（主として 20 才～59 才）</p> <p>*死亡者の異常減少という現象も長期的に見れば短命化が予測される。</p> <p>*何と合計 120 万に及ぶ住民が事故の影響を受けて死亡に繋がっている。</p> <p>③ 日本では全てが原子力ロビーと原子カムラによって隠蔽されようとしている。</p> <p>④ チェルノブイリの死亡率・死亡者に比して桁違いに多い過剰死亡数</p> <p>⑤ このほか、児童・生徒の要医療児、特別学級児童、精神障害児童、いじめ等が激増。</p> <p>⑥ 病院患者数も 2011 年を境に激増</p> <p>⑦ 何故日本でこの様な死亡者の異常増加、児童等の能力・精神状況、患者の激増が国民的課題とならないのか?考えてみよう。</p>
--	--	---